

国立大学法人鳴門教育大学コンプライアンス規程

平成23年3月9日

規程第 2 号

改正 平成24年3月19日規程第21号
平成24年4月16日規程第43号
平成26年3月24日規程第23号
平成27年3月24日規程第26号
平成29年3月8日規程第26号
平成31年3月13日規程第17号
令和2年3月19日規程第20号
令和3年4月1日規程第18号
令和4年3月9日規程第13号
令和7年3月27日規程第15号
令和7年9月10日規程第39号
令和8年3月11日規程第23号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）におけるコンプライアンスに係る体制の確立及び推進を図るために必要な事項を定め、もって公平公正な職務の遂行及び本学に対する社会的信頼の維持に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「コンプライアンス」とは、本学の役員及び職員（以下「役職員」という。）が、法令及び学内規則等に従い、職務を遂行することのみならず、社会の構成員として高い倫理観に基づき、公正公平で誠実かつ良識ある行動をとることをいう。

2 この規程において「部等」とは、人間教育専攻、高度学校教育実践専攻（教科・総合系）、高度学校教育実践専攻（教職系）、附属図書館、教育実習総合支援センター、長期履修学生支援センター、教師のためのAI・DS研究開発センター、情報基盤センター、小学校英語教育センター、教員教育国際協力センター、セルフデザイン型学修支援センター、遠隔教育推進センター、キャリア支援センター、心身健康センター、独立行政法人教職員支援機構鳴門教育大学センター、臨床教育学研究開発機構、附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校及び事務組織をいう。

3 この規程において「部等の長」とは、各専攻長、附属図書館長、各センター所長、臨床教育学研究開発機構長、附属学校部長、学生支援部長、企画戦略部長及び法人運営部長をいう。

(他の規程等との関係)

第3条 この規程の定めにかかわらず、他の規程等においてコンプライアンスの推進について別段の定めがあるときは、当該規程等の定めるところによる。

(学長の責務)

第4条 学長は、本学におけるコンプライアンスを統括し、その権限の下にある組織にお

いてコンプライアンスの推進が図られるよう、役職員への効果的な教育・研修を実施するとともに、コンプライアンスの推進を図るための体制の整備、その他必要な措置を講じなければならない。

(役職員の責務)

第5条 役職員は、本学におけるコンプライアンスの重要性を深く認識し、本学を取り巻く全ての法令、学内規則等を遵守するとともに、社会の構成員として高い倫理観に基づき、公正公平で誠実かつ良識ある態度で職務の遂行に努めなければならない。

(コンプライアンス組織体制)

第6条 コンプライアンスに関する重要事項は、総務委員会の意見を聴き学長が決定する。

2 本学におけるコンプライアンスの推進に係る取組を掌理させるため、コンプライアンス総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置き、事務局長をもって充てる。

3 総括責任者は、学長の指示により、役職員の意識向上及び方針の策定等、コンプライアンスの推進に必要な具体的措置を講じなければならない。

4 コンプライアンスの推進を体系的に行わせるため、部等にコンプライアンス責任者（以下「責任者」という。）を置き、部等の長をもって充てる。

5 責任者は、自己の管理、監督又は指導する組織においてコンプライアンスの推進が図られるよう努めなければならない。

(公益通報)

第7条 職員は、法令違反等の行為を知りえたときは、国立大学法人鳴門教育大学公益通報者保護規程（平成20年規程第56号）の定めるところにより通報を行うことができる。

2 通報は、虚偽、他人の誹謗中傷及びその他不正目的でこれを行ってはならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、コンプライアンスの推進に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年3月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。